＜町内会・自治会等の規約例＞

○○○町内会規約

第１章　総　則

　（名称）

第１条　本会は，○○○町内会（以下「本会」という。）と称する。

　（区域）

第２条　本会の区域は，旭川市○○町△番□号から×番□□号までの範囲とする。

　（主たる事務所）

第３条　本会の主たる事務所は，町内会長宅に置く。

　（目的）

第４条　本会は，会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもと，地域福祉の増進を図り，地域生活環境の向上や防災などに努め，もって地域住民のためのまちづくりに資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

　　(1) 会員相互の親睦に関すること。

　　 (2) 専門部活動に関すること。

　　 (3) 会員相互及び各種団体との連絡調整に関すること。

　　 (4) 行政情報の活用及び行政との連絡調整に関すること。

　　 (5) 所有する資産の管理及び運営に関すること。

　　 (6) 地域の将来計画の研究に関すること。

　　 (7) その他本会の目的達成に必要な事項

第２章　会員及び賛助会員

　（会員）

第６条　第２条に定める区域に住所を有する個人は，すべて本会に加入することが　できる。

　２　本会に加入しようとする者は，第12条に定める会長又は第11条第２項に　定める班長に届け出るものとする。

３　本会は，前項の届け出があった場合には，正当な理由がない限りこれを拒んではならない。

　（会費）

第７条　本会の会員は，総会において別に定める会費を納入しなければならない。

　（賛助会員）

第８条　第２条に規定する区域に事務所を置く法人その他団体は，本会の賛助会員　となることができる。

　（退会）

第９条　会員が次の各号に該当する場合には，退会したものとする。

　　　(1) 本会の区域内に住所を有しなくなったとき。

　　　(2) 本人から脱退の申し出があったとき。

第３章　組　織

　（専門部の設置）

第10条　本会に，次の専門部を置き，各々次の業務を担当する。

　　　(1) 総務部　　　　庶務，渉外関係，各部の連絡調整等に関すること。

　　　(2) 広報部 　各種調査，広報紙の発行・配布等に関すること。

　　　(3) 交通部　　　　交通事故防止の推進，交通指導等に関すること。

　　　(4) 青少年育成部 青少年の保護育成，レクリエーション活動等に関すること。

　　(5) 女性部　　　　女性の教養・親睦，福祉や生活の向上等に関すること。

　　 (6) 防犯部　　　　犯罪防止，防犯意識の向上等に関すること。

　　　(7) 環境衛生部　　保健衛生，環境整備等に関すること。

　(8) 火防部　　　　火災予防，防火意識の向上等に関すること。

　　　(9) 福祉部　　　　民生関係，高齢者福祉等社会福祉に関すること。

　　　(10) 文化部　　　　文化活動の推進，文化レクリエーション等に関すること。

　　２　専門部には部長を置くものとし，必要に応じ副部長等を置くことができる。

　（班の設置）

第11条　本会の運営を円滑に行うため，本会に班を置く。

　　２　班の区域は別に定めるものとし，各班に班長を置く。

第４章　役　員

　（役員）

第12条　本会に次の役員を置く。

　 (1) 会　長　　１名　　　(2) 副会長　　○名　　　(3) 会　計　　○名

　 (4) 監　事　　○名　　　(5) 各専門部長　　○名

　　２　前項の役員は，総会において会員の中から選任する。

　　３　役員に欠員が生じた時は，前項の規定により補充する。

　　４　監事とその他の役員は，相互に兼ねることができない。

　（役員の職務）

第13条　会長は，本会を代表し，会務を統括する。

　　２　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，会長があらかじめ定めた順位により，その職務を代行する。

　　３　会計は，本会の出納事務を処理し，会計事務に関する帳簿及び書類を管理　する。

　　４　監事は，次の職務を行う。

　　　(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

　　　(2) 他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは，これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは，総会の招集を請求すること。

　　５　各専門部長は，各専門部を代表し，担当する専門部業務を行う。

　（役員の任期）

第14条　役員の任期は，○年とする。ただし，再任を妨げない。

　　２　補充役員の任期は，前任者の残任期間とする。

３　役員は，辞任又は任期満了の後においても，後任者が就任するまではその　職務を行わなければならない。

第５章　会　議

　（会議の種類）

第15条　本会の会議は，総会及び役員会とする。

　（総会）

第16条　総会は，本会の最高議決機関であり，定期総会，臨時総会の２種とし，会員をもって構成する。

　（総会の招集）

第17条　定期総会は，毎年度決算終了後○か月以内に開催し，会長が招集する。

２　臨時総会は，会長が必要と認めたとき，会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき，又は監事から第13条第４項第４号の定めによる請求があったときに開催し，会長が招集する。

　　３　総会を招集するときは，会員に対し，会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して，○日前までに文書で通知しなければならない。

　（総会の権能）

第18条　総会は，次の事項を議決する。

　　　(1) 事業報告及び決算の承認

　　　(2) 事業計画及び予算の決定

　　　(3) その他本会の重要事項

　（総会の議長）

第19条　総会の議長は，会員の中から選出する。

　（総会の定足数）

第20条　総会は，会員の過半数の出席をもって成立する。

　（総会の議決）

第21条　総会における議事は，この規約に別に定めるもののほか，出席者の過半数の賛成により決し，賛否同数の場合は，議長の決するところによる。

　（総会の書面表決権）

第22条　やむを得ない事情により出席できない会員は，あらかじめ通知された事項について，書面または電磁的方法をもって表決し，又は書面をもって他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において，第20条及び第21条の規定の適用については，その会員は出席したものとみなす。

　（総会の議事録）

第23条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成し，議長及びその

会議において選任された議事録署名人２人以上が署名又は記名押印しなければならない。

　　　(1) 日時及び場所

　　　(2) 会員の現在数及び出席者数

　　　(3) 開催目的，審議事項及び議決事項

　　　(4) 議事の経過の概要及びその結果

　　　(5) 議事録署名人の選任に関する事項

　（役員会）

第24条 役員会は，監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の招集）

第25条　役員会は，会長が必要と認めたとき，又は役員の○分の１以上から会議の　目的たる事項を示して請求があったときに開催し，会長が招集する。

　（役員会の権能）

第26条　役員会は，次の事項を議決する。

　　　(1) 総会に付議すべき事項の決定

　　　(2) 総会で議決した事項の執行に関すること。

　　　(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

　（役員会の議長）

第27条　役員会の議長は，会長がこれに当たる。

　（役員会の定足数等）

第28条　役員会は，構成員の過半数の出席をもって成立する。

　　２　役員会には，第20条から第23条までの規定を準用する。この場合において，これらの規定中，「総会」とあるのは「役員会」と，「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　会計及び資産

　（会計年度）

第29条　本会の会計年度は，毎年○月○日から○月○日までとする。

　（資産の構成）

第30条　本会の資産は，次に掲げるものをもって構成する。

　　(1) 会費　(2) 寄付金品　(3) 補助金　(4) 会館使用料　(5) その他の収入

　　(6) 別に定める財産目録記載の資産

　（経費の支弁）

第31条　本会の経費は，資産をもって支弁する。

　（資産の管理）

第32条　資産の管理及び○○町内会館の運営に関し必要な事項は別に定める。

　（予算及び決算）

第33条　本会の収支予算は，毎会計年度開始前に総会の議決により定め，収支決算は，毎会計年度終了後３ヶ月以内に，その年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

　　２　前項の規定にかかわらず，年度開始後に収支予算が総会において議決されていない場合には，会長は総会において収支予算が議決される日までの間は，前年度予算を基準として収入支出をすることができる。

第７章　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第34条　本会の規約の変更は，総会において総会員の４分の３以上の同意を得，旭川市長の認可を受けなければならない。

　（解散及び残余財産の処分）

第35条　本会は，地方自治法第260条の20第２号から第５号までの規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は，総会員の４分の３以上の同意を得なければならない。

　　３　解散に伴う残余財産の処分は，総会において総会員の４分の３以上の同意を得て，本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第８章　雑　則

（帳簿及び書類の備え付け）

第36条　本会の主たる事務所には，規約，会員名簿，認可及び登記等に関する書類，総会及び役員会の議事録，収支に関する帳簿及び証拠書類（会計が管理するものを除く。），財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　（細則等の制定）

第37条　本会の運営については，この規約に定めるもののほか，必要な事項は総会の議決を経て会長が別に定める。

　附　則

１　この規約は，令和○○年○○月○○日から施行する。

１　この規約を一部改正し，令和○○年○○月○○日から施行する。